

## 川西市総合計画審議会規則

平成13年6月11日

規則第37号

改正 平成16年 7月 1日規則第35号

平成20年 3月31日規則第18号

平成23年 3月31日規則第 9号

平成24年 3月30日規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、川西市総合計画策定に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表
- (3) 市内の事業者の代表
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

2 市長は、前項第4号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員を公募し、別に定める方法で選考するものとする。

3 委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は委嘱に係る第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、川西市総合計画の進行状況等を調査審議し、川西市総合計画策定に反映させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 前条第3項及び第4項の規定は、部会長及び副部会長の職務について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進室政策課において処理する。

(公印)

第10条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	保管者
川西市総合計画審議会会長之印	方1.8	会長名をもってする文書	1	総合政策部政策推進室政策課長

2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(川西市総合計画審議会規則の廃止)

2 川西市総合計画審議会規則(昭和57年川西市規則第30号)は、廃止する。

付 則(平成16年7月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年3月31日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。